

EU

1 経済情勢

2004年以降緩やかに回復していた景気は、2008年以降急速に後退に転じている。2008年第2四半期以降実質GDP成長率は対前期比(季節調整済み値)でマイナスに転じ、2009年第1四半期には-2.4%となった。第2四半期のマイナス幅は-0.3%と縮小し、第3四半期は+0.3%とプラス成長に転じたものの、引き続き厳しい状況が続いている。

〈表2-47〉 EUの実質GDP成長率

年月	2006		2007		2008				2009			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
実質GDP成長率	3.2	2.9	0.8	0.8	-0.2	-0.5	-1.9	-2.4	-0.3	0.3		
(うちEU15か国)	3.0	2.6	0.5	0.7	-0.3	-0.5	-2.0	-2.3	-0.3	0.3		

資料出所 EU統計局(EUROSTAT)ホームページ

(注1) 各四半期の値は対前期比年率、季節調整済み値。

(注2) EU15か国とは、2004年のEU拡大前のEU加盟15か国。

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

EU全体の失業率は、2004年の9.0%をピークに低下傾向を見せ、2008年第1四半期には6.7%まで低下

したが、その後の経済危機を受けて急速に悪化し、2009年第3四半期には9.2%まで悪化している。特に25歳未満の若年者の失業率は、2009年第3四半期には20.4%まで悪化した。

2008年第1四半期から2009年第3四半期間の失業率の変動幅について、各国別に見てみると、ドイツを除く26か国で悪化しており、失業率が10%以上の国はスペインをはじめ7か国となっている。失業率の悪化幅は各国における経済危機の深刻さや、各国における雇用対策の違いなどから大きな差がある。深刻な経済危機に見舞われたバルト三国やスペイン、アイルランドで大幅に悪化しているのが目立つ。

特に25歳未満の若年者の失業率は、スペイン、バルト三国で20パーセント・ポイント以上悪化しているのを始めとして、全ての加盟国で悪化しており、オランダを除く26か国で失業率が10%を超え、うち15か国で失業率が20%を超えており、スペインでは40%を超えている。また全ての加盟国において、若年者の失業率の悪化幅は全体の失業率の悪化幅より大きい。

〈表2-48〉 EUの雇用指標

年	2006		2007		2008				2009		
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3
労働力人口	234,163	236,007	238,437	236,503	238,076	239,911	239,259	238,306	239,289	240,015	
EU15か国	186,684	188,496	190,658	189,245	190,368	191,610	191,408	190,785	191,259	191,446	
労働力率	70.3	70.5	70.9	70.5	70.9	71.3	71.0	70.8	71.1	71.3	
EU15か国	71.8	72.0	72.5	72.1	72.5	72.7	72.6	72.4	72.6	72.6	
就業者数	214,913	219,051	221,670	219,720	221,810	223,494	221,657	217,506	218,230	218,419	
パートタイム比率	18.1	18.2	18.2	18.4	18.3	18.0	18.3	18.6	18.8	18.7	
有期雇用比率	14.4	14.5	14.0	13.9	14.2	14.3	13.8	13.1	13.5	13.8	
EU15か国	172,156	175,171	176,985	175,790	177,121	178,150	176,878	173,797	174,047	173,995	
パートタイム比率	20.8	20.9	21.0	21.2	21.1	20.7	21.1	21.5	21.6	21.5	
有期雇用比率	14.7	14.8	14.4	14.3	14.5	14.6	14.1	13.3	13.6	14.0	
就業率	64.5	65.4	65.9	65.5	66.0	66.4	65.8	64.6	64.8	64.8	
女性	57.3	58.3	59.1	58.6	59.1	59.4	59.2	58.4	58.8	58.7	
55~64歳	43.5	44.6	45.6	44.8	45.8	46.0	45.9	45.5	46.4	46.2	
EU15か国	66.2	66.9	67.3	67.0	67.4	67.6	67.1	65.9	66.0	66.0	
女性	58.7	59.7	60.4	60.1	60.4	60.6	60.4	59.8	60.0	59.9	
55~64歳	45.3	46.5	47.4	46.7	47.6	47.6	47.7	47.5	48.3	48.0	
失業者数	19,250	16,957	16,767	16,127	16,363	16,875	17,926	19,826	21,202	22,106	
25歳未満	4,694	4,170	4,182	3,984	4,090	4,226	4,474	4,889	5,170	5,380	
EU15か国	14,528	13,324	13,673	12,982	13,281	13,842	14,783	16,237	17,302	17,860	
25歳未満	3,542	3,307	3,434	3,229	3,338	3,493	3,712	4,030	4,243	4,351	
失業率	8.2	7.1	7.0	6.7	6.8	7.0	7.5	8.2	8.8	9.2	
25歳未満	17.1	15.3	15.4	14.7	15.1	15.6	16.6	18.2	19.4	20.4	
EU15か国	7.7	7.0	7.1	6.8	6.9	7.2	7.7	8.4	9.0	9.3	
25歳未満	15.7	14.7	15.3	14.3	14.8	15.5	16.5	18.1	19.2	19.9	

資料出所 EU統計局(EUROSTAT)ホームページ

(注1) 各年の値は年間における平均値、失業者数・失業率の各四半期値は季節調整済み値。

(注2) 特に注がない場合の労働力率・就業率は15~64歳における率。

〈表2-49〉 EU加盟国における失業率の比較

年	失業率			25歳未満の失業率		
	2008 Q1	2009 Q3	悪化幅	2008 Q1	2009 Q3	悪化幅
	ベルギー	6.9	8.0	1.1	17.4	21.3
ブルガリア	6.1	7.0	0.9	14.0	16.7	2.7
チェコ	4.5	7.3	2.8	9.6	17.7	8.1
デンマーク	3.2	6.2	3.0	7.2	11.3	4.1
ドイツ	7.6	7.6	0.0	10.2	10.7	0.5
エストニア	4.0	15.2	11.2	7.5	28.6	21.1
アイルランド	4.7	12.2	7.5	9.7	23.8	14.1
ギリシア	7.8	9.7	1.9	22.3	25.3	3.0
スペイン	9.2	18.7	9.5	20.6	40.8	20.2
フランス	7.6	9.6	2.0	17.8	24.3	6.5
イタリア	6.5	7.8	1.3	20.5	25.1	4.6
キプロス	3.7	5.7	2.0	9.1	14.7	5.6
ラトビア	6.1	19.0	12.9	10.9	36.3	25.4
リトアニア	4.5	14.6	10.1	9.6	33.6	24.0
ルクセンブルグ	4.4	5.9	1.5	15.6	18.6	3.0
ハンガリー	7.6	10.5	2.9	19.6	27.1	7.5
マルタ	5.9	7.2	1.3	11.7	14.6	2.9
オランダ	2.8	3.6	0.8	5.2	6.9	1.7
オーストリア	4.0	5.3	1.3	8.4	11.2	2.8
ポーランド	7.6	8.4	0.8	17.8	22.2	4.4
ポルトガル	7.7	9.9	2.2	15.9	18.9	3.0
ルーマニア	5.7	7.2	1.5	18.2	21.3	3.1
スロベニア	4.7	6.4	1.7	11.2	14.3	3.1
スロバキア	10.2	12.6	2.4	19.1	28.7	9.6
フィンランド	6.3	8.6	2.3	16.0	22.4	6.4
スウェーデン	6.0	8.6	2.6	19.4	26.1	6.7
イギリス	5.2	7.8	2.6	13.8	19.7	5.9

資料出所 EU統計局(EUROSTAT)ホームページ
(注) 季節調整済み値。

(2) 雇用・失業対策の概要

EUは加盟国とともに各種社会政策(雇用、社会保障、労使対話、社会福祉等)を推進することとされており(EUの機能に関する条約第3条)、EUは各国の政策を支援し補完する形で(「補完性の原則」)雇用・失業対策を推進している(同第145条及び第147条等)。

EUの主な政策手段は、

- ・法令による最低基準の設定等(同第153条)
- ・公開調整手法(the open method of co-ordination)による各国政策の調整(数値目標を含む中長期(3年及び10年)の共通政策目標の設定、好事例等の行政情報の共有、EUによる各国の進捗管理:同第148条等)
- ・欧州社会基金(ESF)等各種基金による各国の職業訓練等の支援(同第162条等)

である。

公開調整手法による政策調整として、リスボン戦略及び統合指針^(注1)に基づき、毎年各国は議会等と協議

の上、国別改革計画を作成し、EUがその実施状況を審査している。結果は、年次雇用報告書としてまとめられるとともに、改善が必要な加盟国に対しては勧告が出され取組を促している。

これに加え、2008年年央以降の経済危機による雇用・失業情勢の急速な悪化を受けてEUではいくつか雇用・失業対策を打ち出している。主要なものは以下の通り。

a 欧州経済回復計画(A European Economic Recovery Plan)

2008年11月に欧州委員会はEU加盟国共通の経済対策として、欧州経済回復計画を発表した。これは、加盟国で協調して財政政策を行うとともに、EUとしても各種基金や欧州投資銀行等を通じた財政支出を行うことを内容とするもので、自動安定化装置としての社会保障支出を含めれば、4000億ユーロ超(GDPの約3.3%)の規模となる。

雇用・失業に直接関わる各国の対策としては、労働集約的なサービスや環境に配慮した商品に対する付加価値税引き下げによる消費の活性化、景気低迷の影響を受けやすい低所得者・未熟練労働者に対する就業支援策の拡大、企業がこれらの層を雇用する際の社会保障負担の低減などがある。

また、EUの雇用関係の対策は、技能ニーズの将来予測(2020年まで)及び労使等と協力してそのアップデート等を行うことで加盟国の職業教育・訓練を促進する取組(「新たな雇用のための新たな技能(New Skills for New Jobs)」)、職業訓練等により労働者の再就職を支援するグローバル化調整基金(EGF)の拡充・要件緩和による各国の支援等を内容としている。

b 「雇用のための共同の取組」 (“Shared Commitment for Employment”)

2009年5月にEU雇用サミットが開かれ、今回の経済危機を受けたEUのさらなる取組について議論がなされたのを受け、欧州委員会は2009年6月に、欧州社会基金の拡充を柱としたEU規模の雇用対策プログラム「雇用のための共同の取組」を発表した。欧州委員会が提言した取組の内容は以下の通り。

- ・欧州社会基金(ESF)の拡充(190億ユーロ)及び加盟国負担の免除(2009~2010年は全額EUが負担:通常は加盟国との共同拠出)による失業者等の職業訓練、起業等の促進。
 - ・既存のEU予算からの1億ユーロ、欧州投資銀行などから4億ユーロの計5億ユーロによる起業及び零細企業に対するマイクロファイナンスの立ち上げ。
 - ・若年者に対する500万件以上の見習訓練制度(apprenticeship)の提供。
 - ・操業短縮や職業訓練の実施に対する欧州社会基金などからの支援。
 - ・若年者に対する早期かつ優先的な職業訓練の実施(20歳未満に対しては失業1か月以内、25歳未満に対しては2か月以内、25歳以上に対しては3か月以内)。
 - ・就労困難者を対象とした、社会保障負担等の賃金外コストの軽減等による低熟練の家事補助、介護労働分野等における就業促進
 - ・EURES(EUレベルの職業安定所ネットワーク)を利用した新たなオンラインマッチングサービスの提供及び域内他国で求職活動を行う失業者への失業保険の支給(最低6ヶ月)等による自国以外の加盟国における就業支援。
 - ・環境分野を初めとする現在及び将来の産業部門ごとの技能ニーズの分析・予測。
 - ・企業、労働者、労働組合に対して事業再編に際する実際的な支援ツール(practical toolkit)の提供。
 - ・中小企業に対する技能維持のための職業訓練ガイダンスの実施
- これらの実施状況及び次期リスボン戦略への反映に関して、2010年春の欧州理事会で報告される予定である。

c 月例雇用・社会状況報告の発表

様々なセクターへの金融危機の影響をモニターすることが必要とする「金融危機からの回復」(COM 2008/706)を踏まえて、雇用状況等につきより迅速な情報を提供するため、2009年2月以降毎月月例雇用・社会状況報告を発表している。

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 欧州委員会による「成長と雇用のための戦略の社会的側面」報告

欧州委員会は2009年9月に、「成長と雇用のための戦略の社会的側面」(Reinforcing the social dimension of the growth and jobs strategy)と題した報告書を発表した。この報告は2011年以降の次期戦略の策定に資するために取りまとめられたものである。報告書では以下の主要な論点を述べている。

過去10年間の経済成長と雇用の拡大は概ね生活水準を向上させたものの、所得格差の拡大が見られ、貧困と社会的疎外が引き続き重要な課題となっている。主要な要因として、非自発的な短期雇用やパートタイムなど非正規雇用の増加が挙げられる。教育、経験等を勘案してもこれら非正規雇用労働者の時間当たり賃金は低い。

また、高齢者においては年金制度の成熟化による貧困リスクの低下が見られたものの、子どもの貧困率はほとんどの加盟国において横ばいか増加となっている。貧困層に対する再分配においては税及び手当制度の設計が重要である。税の累進課税、手当、及び手当の度合・給付対象は設計によっては阻害要因になりかねない点に注意が必要である。多くの加盟国では手当による再分配効果が税による再分配効果を上回った。

近年の雇用拡大の恩恵は労働市場から疎外されがちな弱者には必ずしも十分及んでいない。就労者の8%が貧困層にあるなど、就労が必ずしも貧困の排除には結びついていない。これら2000年以降増加した短期雇用やパートタイムなどの非正規雇用形態や、時として停滞した賃金水準などがこれら高水準のワーキングプアと関連している。また、こうした雇用形態はより良い雇用形態へのステップとなっていない。

過去の危機における各国の経験が示すように、長期間の失業者、非就業者の存在は景気回復が始まった後も長い間影響を与えることから、積極的な社会保障政策の実施が求められる。

低熟練労働者等の職業訓練への参加は平均的な労働者よりも低く、若者や高齢者、女性への保育支援等を含む特別の援助が必要である。

近年の制度改革により、就業阻害要因の削減の面では一定の進展が見られるものの、十分なセーフティー

ネットの提供という点においての配慮が必要である。

加盟国が支給要件の厳格化、対賃金比における支給水準の引き下げ、就業期間延長に対するインセンティブ、私的年金の役割の重視など年金改革を実施したことにより、公的年金支出の対GDP比は2060年に12.5%にとどまると試算される。これら年金改革により、理論上の公的年金の最終賃金代替率は平均で数パーセント・ポイント下がっているが、中には20パーセント・ポイント下がっている加盟国もある。これに伴う悪影響は、就業期間の延長により相殺される。私的年金も賃金代替率の改善に寄与すると考えられるが、経済危機等の影響を検証する必要がある。

医療・介護制度の充実は市民の健康向上につながる。このことは就業率及び生産性の向上などを通して経済繁栄にもつながると認識されている。医療支出は高齢化とともに上昇圧力が強まっており、上昇を抑制するために予防医療・健康の増進及び制度の効率化等の取組が重要である。医療及び介護分野は低熟練労働者を含めた新たな雇用機会としても注目できる。

経済危機に対する自動安定化装置としての社会保障制度の役割を確保し、財政問題にも対処すること、効率的かつ効果的な社会保障支出の実現に努めること、就業を促進することが全ての加盟国にとり重要である。

労働市場から疎外されがちな弱者は依然として大きな障害に直面している。現在の戦略は柔軟な労働市場と雇用の質の相互関連への配慮が十分ではなかった。成長と雇用に引き続き重点を置きつつ、労働市場の分断と雇用の質の問題に取り組むことが重要である。社会保障制度改革はこれまでの実績を踏まえ、成長と雇用のための戦略としてさらに進めるべきである。年金改革では同時に就労期間延長を図ることが不可欠であり、それには労働安全衛生の改善等医療上の取組が必要である。利用しやすく財政的にも持続可能な、保育、医療及び介護、生涯学習等の基本的な社会サービスの提供が、経済危機後の次期戦略の主要な要素となるだろう。

(2) 年次雇用報告書「2009年 欧州の雇用 (Employment in Europe 2009)」の公表

欧州委員会は2009年11月に年次報告書「2009年

欧州の雇用 (Employment in Europe 2009)」を公表した。報告書は今回の経済危機が労働市場に与えた影響とともに、特集記事として労働市場の流動性及び低炭素排出政策が与える労働市場への影響について触れている。

a 雇用状況

雇用は、2009年第2四半期までに前年同期比1.9%、4.3百万人減少したが、経済の落ち込みほどには落ち込んでいない。その要因としては、労働時間の短縮や一時帰休、労使合意による賃金削減等、解雇によらない企業内部での対応の増加が挙げられる。なお、今般の経済危機は、短期雇用や若年者など特定の層への特に深刻な影響を特徴としており、若年者への対策及び労働市場の分断の問題への取組が強く求められる。

また、就業率は、2008年には、全体65.9%(前年に比べ約1%上昇)、女性59.1%、高齢者(55～64歳)45.6%を記録するなど、不安定雇用やワーキングプアの増加等を伴ったものの、リスボン戦略の政策目標(全体70%、女性60%、高齢者50%)の達成に向けて大きな構造的な前進が見られたが、今般の経済危機によりその達成は困難となった。

b 労働市場の流動性

労働市場ではここ数年活発な動きが見られ、毎年欧州の労働者の22%が転職している。このような活発な動きは、従来から労働市場が柔軟であると見なされていたイギリスやデンマークに限られない動きとなっているものの、労働法制等を反映し国によりばらつきがあり、ギリシア(14%)、スウェーデン(16%)などは低く、イギリス、スペイン、フィンランド、デンマーク(いずれも25%以上)は高くなっている。

また、流動性の肯定的な側面の指標といえる非就業・失業から就業への移行は、1990年代後半から継続的に増加しており、また、比較的柔軟とされるイギリス等のみならず多くの国で増加していることから、この間の欧州労働市場の構造的な変化を示唆するものである。

1年以上の長期失業の割合は1990年代半ば以降減少しているが、欧州では依然として全体の45%を占める一方(2005-07年)、米では約10%にとどまっており、

引き続き重要課題として取り組む必要がある。

失業期間が長期化するほど就業の可能性は低下する傾向にあり、今般の経済危機による失業が長期化した場合、景気循環的な問題から構造的な問題へと深刻化する危険をはらんでいる。また、国家間の比較では、手厚い雇用保護法制を有する国で長期失業の割合が高く、職業訓練等の積極的な労働市場政策への支出が多い国では低い傾向が見られ、フレキシキュリティ(flexicurity)^(注2)政策と整合する。

c 低炭素排出型経済と労働市場

低炭素経済への転換は、雇用構造に大きな変化をもたらすが、中立的か、適切な政策対応を伴えば長期的には肯定的な影響をもたらすものと見込まれる。

最も影響を受けると想定されるのは、エネルギー、農業、漁業、観光、建設である。また、エネルギー多消費で産業の多様性に乏しい地域も深刻な影響を受ける可能性がある。

産業構成の変化により、雇用の産業構成も変化することが見込まれるが、こうした当初の変化の影響を最も受けるのは、低技能の労働者等と想定され、低炭素経済への円滑な移行を促すには、技能のギャップと不足を埋めるための企業内外での十分な教育・訓練が重要となる。技能の需要予測とマッチングを目指す「新たな雇用のための新たな技能(New Skills for New Jobs)」の取組や、職業訓練を提供する欧州社会基金はこれを支援するものである。また、こうした転換が社会的責任を伴った形で行われるよう、労使協議指令等に基づく労働者への情報提供及び労使協議が重要である。また、転換を支援するための種々の社会政策上の支出も確保される必要がある。

(3) 派遣労働指令が成立

2002年に欧州委員会が指令策定の提案をして以来、イギリスの強い反対により協議が難航していた派遣労働指令(Directive on Temporary Agency Work(2008/104/EC))が、2008年5月、イギリスで労使の合意が成立したことを背景に、6月の理事会の合意(正式採択は9月)、欧州議会の可決を経て11月に成立した。この指令は派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇

等を目的とするもので、労働時間、時間外労働、休憩・休息、夜間勤務、休暇・祝日、報酬(pay)を均等処遇の範囲としている。更に、出産・育児休暇の取得、正規従業員の求人に関する情報、社内食堂などの共用施設の利用、教育訓練の機会について正規従業員と同等の権利を保障するものとしている。一方、均等処遇を必要とする報酬に企業年金や法定給付を上回る傷病手当、持ち株制を含めるか否かについては各国の法制・労使協定等に委ねられている。また、指令では派遣労働者について就業初日から均等取扱いの権利を付与することを基本としているが、派遣労働者に十分な水準の保護が提供される限りにおいて、各国の法制や労使協定により一定の猶予期間を設けることを認めている。また、加盟国には、労働者派遣に係る規制は、労働者保護等の一般的な利益に適うもののみが合理的根拠を有するとの観点から規制を再考することが義務付けられている(産業界が必要とし、また労働者も家庭と仕事の両立の観点から望む柔軟性を維持しつつ、より安定的かつ良好な条件の雇用を促進する点で、当該指令は、フレキシキュリティ政策とも整合し、また、成長と雇用を目指すリスボン戦略にも資するとの考え)。2011年12月までに加盟各国は必要な国内法制の整備を行わなければならない。

(注1) 当時の深刻な雇用情勢を背景として、加盟国の雇用政策への取組を促すために1997年に始められた欧州雇用戦略は、2000年、リスボン戦略の下、経済政策に係る包括経済政策指針と統合され(「統合指針」、就業率の数値目標を掲げ、進捗状況等を踏まえ3年のサイクルで見直しが行われている。現在の雇用戦略は2008年に採択されたもので、2010年を目標年度とし、完全雇用・雇用の質と生産性の向上・社会的結束の強化の3点を目標として掲げている。

(注2) フレキシキュリティ(flexicurity)は、労働市場の柔軟性(flexibility)と雇用の安定性(security)の組み合わせを指す造語。2007年12月の雇用・社会相等理事会で合意された当該政策に関する共通原則(COM(2007)0359final)では、①柔軟な労働契約、②効果的な生涯教育・訓練制度、③積極的な労働市場政策、④現代的な社会保障制度の四つを要素としている。また、フレキシビリティの代表例の1つといわれるデンマーク・モデルは、「黄金の三角形(the golden triangle)」と称される3つの構成要素、すなわち①職業間及び地域間における高い移動性、②高いレベルの失業手当を保障する広範な社会保障制度(失業手当は最長4年支給され、給料に対するカバー率は低所得者層に対しては90%となっている。)、③機能的で積極的な労働市場政策(技術・技能の向上に力点)に特徴がある。この3つの要素と並んで不可欠なのが労使対話であり、デンマーク・モデルは労使間の長年の交渉や妥協の産物と言われている。